

2025 年
夏の交通安全県民運動
の実施要綱

《期 間》

2025年 7月11日（金）から 7月20日（日）までの10日間

※「県内一斉大監視」 7月16日（水）午前7時から午前9時の間

《目 的》

夏本番を迎え、行楽などで自動車を運転する機会が増えるとともに、暑さやレジャーにより疲れが蓄積しやすくなるほか、新生活も3か月が経過し、通学・通勤への慣れから気の緩みや油断が生じやすくなり、歩行者、運転者ともに注意力が散漫になりがちです。また、交通量の多い夕方に、屋外で遊ぶこどもたちや夕涼みで外出する高齢者が増えるため、交通事故の発生が心配されます。

さらに、夏特有の解放感から飲酒の機会も増え、飲酒運転による交通事故の発生も懸念されます。

そこで、夏の交通安全県民運動を下記の運動重点により県民総ぐるみで展開し、県民一人一人が交通安全意識を高め、安全運転や安全行動の実践を通じて交通事故の防止を図ります。

《運動重点》

- 歩行者の交通事故防止と交通ルールの遵守
- 運転者の安全運転意識の向上及び飲酒運転等の根絶
- 自転車・特定小型原動機付自転車利用時の交通ルールの遵守とヘルメット着用の徹底

《スローガン》

ストップ・ザ
交通事故 **高めようモラル**
守ろうルール

《サブスローガン》

実践しよう 交通安全スリーS運動



Stop (ストップ)

- ・赤信号は確実にストップ、一時停止場所では自転車もストップ
- ・横断歩道や交差点では歩行者優先
- ・飲酒運転の根絶

Slow (スロー)

- ・こどもや高齢者を見かけたらスローな運転
- ・見とおしが悪い交差点では徐行

Smart (スマート)

- ・全ての人に対して思いやりをもった運転と、運転中はスマートフォン等を絶対使用しないスマートな運転
- ・シートベルトの全席着用の徹底
- ・急発進や急制動をしない、落ち着いたアクセルの踏み込みなど環境に配慮したスマートな運転

愛知県交通安全推進協議会

**自転車も必ず
止まってください!**

違反すると...

「指定場所一時不停止等」により、罰則が課せられます。

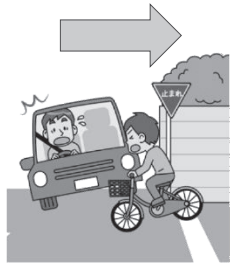
罰則	反則金(※)	基礎点数(※)
3月以下の拘禁刑又は5万円以下の罰金、過失の場合は10万円以下の罰金	大型車 9千円	2点
	普通車 7千円	
	二輪車 6千円	
	原付車 5千円	

※ 自転車は罰則のみが適用されます。

 この標識があるところでは、
一時停止をして**安全確認**を

一時停止をしなかったために、
悲惨な交通事故が発生しています。

また、自転車も一時停止をしないと交通違反になります。



愛知県交通安全推進協議会実施機関・団体名

愛知県
各市町村
愛知県警察本部
中部管区行政評価局
名古屋地方検察庁
名古屋法務局
名古屋保護観察所
中部運輸局
中部運輸局愛知運輸支局
愛知労働局
中部地方整備局
中部地方整備局名古屋国道事務所
中日本高速道路株式会社
名古屋高速道路公社
愛知県道路公社
愛知県交通安全協会
愛知県安全運転管理協議会
愛知県社会福祉協議会
愛知県公民館連合会
愛知県老人クラブ連合会
愛知県青少年団体連絡協議会
日本ボーイスカウト愛知連盟
愛知県青年団協議会
日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会
愛知県人権擁護委員連合会
愛知県女性団体連盟
愛知県地域婦人団体連絡協議会
愛知県子ども会連絡協議会
愛知県青少年育成県民会議
愛知県医師会
愛知県保護司会連合会
名古屋人権擁護委員協議会
愛知県弁護士会
名古屋青年会議所
名古屋市青年団体協議会
名古屋市地域女性団体連絡協議会
名古屋市区政協力委員議長協議会
愛知県交通安全母の会
愛知県教育委員会
愛知県小中学校長会
愛知県公立高等学校長会
愛知県私学協会
愛知県私立大学協会
愛知県私立短期大学協会

愛知県国公立幼稚園・こども園長会
愛知県私立幼稚園連盟
愛知県社会教育委員連絡協議会
愛知県小中学校PTA連絡協議会
愛知県公立高等学校PTA連合会
愛知県私立保育園連盟
愛知県専修学校各種学校連合会
各市町村教育委員会
名古屋市教育委員会
名古屋市立小中学校長会
名古屋市立高等学校長会
名古屋市立幼稚園長会
名古屋市立小中学校PTA協議会
愛知県自動車会議所
愛知県トラック協会
愛知県タクシー協会
名古屋タクシー協会
愛知県バス協会
愛知県バス運送協同組合
愛知県家用自動車協会
JAF愛知支部
愛知県自動車整備振興会
愛知県自動車販売店協会
愛知県軽自動車協会
愛知県中古自動車販売協会
愛知県自動車部品販売協会
中部自動車リース協会
愛知県レンタカー協会
日本自動車査定協会
中部地区自動車管理業協会
愛知県道路標識・標示業協会
自動車事故対策機構名古屋主管支所
軽自動車検査協会愛知主管事務所
自動車安全運転センター愛知県事務所
愛知県交通運輸産業労働組合協議会
日本労働組合総連合会愛知県連合会
愛知県自転車モーター商協同組合
愛知県二輪車普及安全協会
愛知オートバイ事業協同組合
愛知県石油商業組合
愛知県指定自動車教習所協会
愛知県サイクリング協会
愛知県ウォーキング協会
愛知県名古屋市道路利用者会議

愛知県高速道路交通安全協議会
全日本学生自動車連盟中部支部
日本郵便株式会社東海支社
東海旅客鉄道株式会社
中部鉄道協会
名古屋鉄道株式会社
近畿日本鉄道株式会社
豊橋鉄道株式会社
名古屋臨海鉄道株式会社
衣浦臨海鉄道株式会社
愛知環状鉄道株式会社
愛知高速交通株式会社
名古屋臨海高速鉄道株式会社
愛知県土木研究会
愛知県生コンクリート工業組合
愛知県商工会議所連合会
愛知県商工会連合会
愛知県経営者協会
愛知県商店街振興組合連合会
全国共済農業協同組合連合会愛知県本部
愛知県遊技業協同組合
名古屋商工会議所
愛知県損害保険代理業協会
損害保険料率算出機構中部本部
愛知県すし商生活衛生同業組合
愛知県麺類食堂生活衛生同業組合
愛知県中華料理生活衛生同業組合
愛知県社交飲食業生活衛生同業組合
愛知県料理生活衛生同業組合
愛知県飲食生活衛生同業組合
愛知県喫茶飲食生活衛生同業組合
愛知県食肉販売業生活衛生同業組合
愛知県食肉生活衛生同業組合
愛知県水雪生活衛生同業組合
愛知県理容生活衛生同業組合
愛知県美容業生活衛生同業組合
愛知県興行協会
愛知県ホテル・旅館生活衛生同業組合
愛知県公衆浴場業生活衛生同業組合
愛知県クリーニング生活衛生同業組合
各県道機関
(順不同)

【合計 270 実施機関・団体 2025 年 4 月 23 日現在】

事務局 愛知県防災安全局県民安全課

460-8501

TEL 052-954-6177 (ダイヤルイン)

F A X 052-954-6910

E-mail kenmin-anzen@pref.aichi.lg.jp

自転車乗車用ヘルメットの購入補助制度を引き続き実施します！

対象金額
ヘルメット購入費用の2分の1
(ヘルメット1個につき、
上限は 2,000 円)

補助の対象となるヘルメット
安全基準を満たす
新品の自転車用ヘルメット



詳しくは、
お住まいの市町村へ
お問い合わせください。

《運動の進め方と取組内容》

愛知県交通安全推進協議会の各実施機関・団体は、相互に連携を図りながら、県民総ぐるみの運動となるよう、それぞれの地域や組織の実情に応じて、運動の重点を踏まえた具体的な実施計画を策定し、主体的な活動を推進する。

◎2025年広報重点

- 歩行者へ **スマホより 命の安全 みぎひだり**
- 運転者へ **ただいまと 今日もわが家に 咲く笑顔**
- 自転車利用者へ **自転車は 大人も子どもも ヘルメット**



◎取組内容

運動重点1 歩行者の交通事故防止と交通ルールの遵守

(1) 歩行者の交通事故防止

- 明るい服装の着用や反射材用品、LEDライト等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用を促す取組を推進する。
- 通学路、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等を推進する。
- 「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策を推進する。
※「ゾーン30プラス」…最高速度30km/hの区域規制と物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする区域
- 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策を推進する。
- 通行の妨げとなる不法占用物件の排除等、道路の適正な利用に関する広報啓発等を推進する。

(2) 歩行者の交通ルールの遵守

- 横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的な交通ルールの周知と遵守を促す取組を推進する。
- 走行車両の直前・直後の横断や横断歩道外横断、信号無視等の危険性や歩きスマホの危険性の周知を促す取組を推進する。
- 自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認し、横断歩道手前で止まったドライバーに会釈をするなど感謝を伝える「ハンド・アップ運動」の実践等を促す取組を推進する。
- 歩行中の幼児・児童の交通事故の特徴等を踏まえた交通安全教育等を推進する。
- 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者等から幼児・児童への教育を促す取組を推進する。
- 高齢歩行者の死亡事故の特徴（65歳未満と比較して横断歩道以外横断中が多いなど）を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど）を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等を推進する。

運動重点2 運転者の安全運転意識の向上及び飲酒運転等の根絶

(1) 運転者の交通ルールの遵守と交通マナーの実践

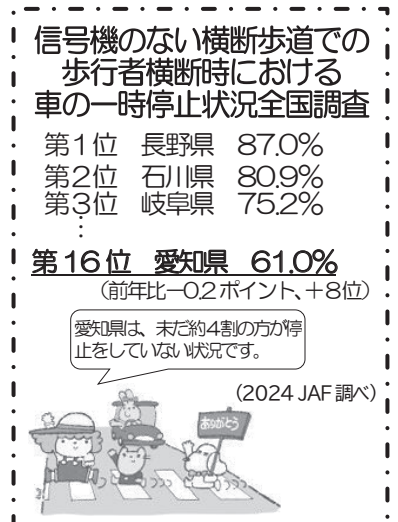
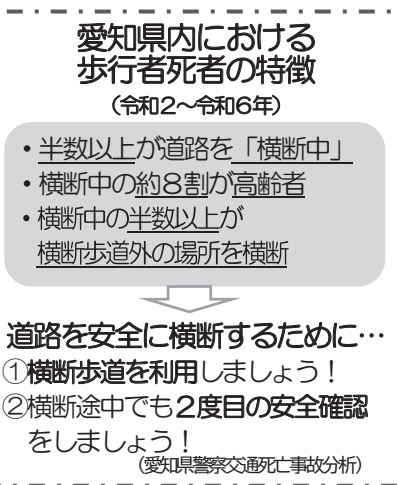
- 運転者に対し、歩行者優先の徹底を始めとした交通ルールの遵守と、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発を推進するとともに、「交通安全スリーS運動」の実践を促す取組を推進する。
- 横断歩道等に歩行者等がいなかったことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守を促す取組を推進する。
- 夜間における効果的なハイビームの活用を促す取組を推進する。

(2) ながら運転の根絶

- 運転中の携帯電話等の通話や画像注視の危険性についての広報啓発を推進する。
- 業務中のながら運転による交通事故を防止するため、業務に使用する自動車の使用者等による交通安全教育等を徹底する。

(3) 飲酒運転の根絶

- 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため、「飲酒運転四（し）ない運動」を徹底する。
- 交通事故被害者等の声を活用した広報啓発活動のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底や「ハンドルキーパー運動」の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶に向けた取組を推進する。



- 運転者に対するアルコール検知器を用いた運転前後の酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守を徹底させる取組を推進する。

(4) 二輪車運転者に対する広報啓発

- 二輪車の特性（不安定で死角に入りやすいなど）の周知及び顎紐は緩みなくしっかりと締めるなど乗車用ヘルメットを正しく着用することやプロテクターを着用することによる被害軽減効果に関する広報啓発を推進する。
- 若年層のみならず、中高年に対する二輪車安全運転教育・広報啓発を推進する。
- ペダル付き電動バイクは、原動機を用いずペダル等のみを用いて走行させる場合でも一般原動機付自転車又は自動車の交通ルール（無免許運転の禁止、歩道走行不可、乗車用ヘルメットの着用義務等）が適用されること及びナンバープレートの取付け・表示や自動車損害賠償責任保険等への加入が義務であることの広報啓発を推進する。

(5) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

- 「カチッと100！」を合言葉に、全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知及びその必要性・効果に関する理解を促す取組を推進する。
- シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシートの確実な取付方法やハーネスの締付け方等、正しい使用方法に関する広報啓発を推進する。
- 体格等の事情によりシートベルトを適切に着用させることができない6歳以上のこどもへのチャイルドシート使用に関する広報啓発を推進する。
- 高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席でシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発を推進する。

(6) 妨害運転等の防止対策

- 妨害運転等の悪質・危険な運転を防止するため、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性等に関する広報啓発を推進する。
- ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発を推進する。

(7) 高齢運転者の交通事故防止対策

- 加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響（反応速度が遅くなったり、動作の正確性が低下したりするなど）等を踏まえた交通安全教育及び広報啓発を推進する。
- 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発とサポートカー限定免許制度に関する広報啓発を推進する。
- 安全運転に不安のある高齢運転者等に対する安全運転相談窓口（#8080）の積極的な周知に加え、運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発により自主返納を促す取組を推進する。

運動重点3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時の交通ルールの遵守とヘルメット着用の徹底

(1) 自転車の交通ルールの遵守

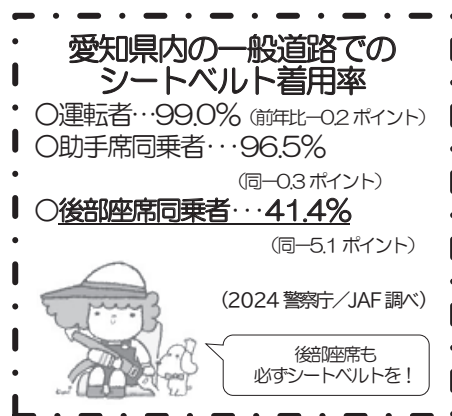
- 車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の「自転車安全利用五則」に則った通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組を推進する。
- 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗り、傘差し等の片手運転、イヤホン等を使用した運転、並進の禁止等、交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組を推進する。
- 道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）により、令和6年11月1日から施行された自転車に対する新たなルール（ながらスマホの禁止、酒気帯び運転に対する罰則の創設等）の周知と遵守の徹底を促す取組を推進する。
- 自転車配達員に対する街頭指導や事業者等に対する交通安全対策の働き掛け等を推進する。

(2) 自転車利用者の乗車用ヘルメット着用と安全確保

- 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性及びその被害軽減効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発を推進する。
- 夜間におけるライト点灯の徹底と自転車の視認性を向上させるための反射材用品等の取付けを促す取組を推進する。
- 幼児同乗中の自転車の特性（重心が高く不安定であるなど）を踏まえた転倒防止など安全利用に関する広報啓発や幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用の徹底を促す取組を推進する。
- 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備を促す取組を推進する。
- 自転車事故当事者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入義務を周知する取組を推進する。

(3) 特定小型原動機付自転車利用時の交通ルール遵守と乗車用ヘルメット着用の徹底

- シェアリング事業者、販売事業者等と連携した特定小型原動機付自転車の交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組を推進する。
- シェアリング事業者、販売事業者等と連携した被害軽減のための乗車用ヘルメット着用を促す取組を推進する。



自転車安全利用五則

- ①車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用

